

投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2026.5.2

海外債券 セレクション (ラップ向け)

海外債券セレクション(ラップ向け)

追加型投信／海外／債券

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象 資産	決算頻度	投資対象 地域	投資 形態	為替 ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産	年1回	グローバル (日本を除く)	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

※属性区分の「投資対象資産」に記載されている「その他資産」とは、投資信託証券(債券 一般)です。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)でご覧いただけます。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- 本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「海外債券セレクション(ラップ向け)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年5月1日に関東財務局長に提出しており、2026年5月2日に効力が生じております。

委託会社:三菱UFJアセットマネジメント株式会社

ファンドの運用の指図等を行います。

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号

設立年月日:1985年8月1日

資本金:20億円

運用投資信託財産の合計純資産総額:59兆6,793億円

(2026年2月27日現在)

ホームページアドレス

<https://www.am.mufg.jp/>

お客さま専用フリーダイヤル

0120-151034 (受付時間:営業日の9:00~17:00)

受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの財産の保管・管理等を行います。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

海外債券を実質的な主要投資対象とし、主として利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。

ファンドの特色



投資信託証券への投資を通じて、主として海外債券に実質的な投資を行います。

- 投資対象とする投資信託証券については、定性・定量評価等により適宜見直しを行います。また、各投資信託証券の組入比率は適宜見直しを行います。なお、2026年5月2日現在、投資対象となっている投資信託証券は以下の通りです。

<外国債券インデックスマザーファンド>

日本を除く世界主要国の公社債への投資を行います。

- ・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。
- ・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)をベンチマークとします。
- ・対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し公社債の実質投資比率が100%を超える場合があります。
- ・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は日本を除く世界主要国の国債(投資適格債)のみを対象としており、したがって日本を除く世界主要国の公社債の中から投資適格債を主要投資対象として運用を行います。

<海外債券マザーファンド>

日本を除く先進諸国の国債を中心とした各種投資適格債券に投資を行います。

- ・原則として投資適格(「BBB-」格以上)の日本を除く世界主要国の国債、政府保証債、政府機関債、投資適格事業債、アセットバック証券、永久変動利付債、優先証券、モーゲージ証券、商業用モーゲージ証券といったセクターに分散投資します。
- ・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)をベンチマークとして、アクティブ運用によりベンチマークを上回る投資成果をめざします。
- ・運用の指図に関する権限を、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド(英国)*2に委託します。

<新興国債券インデックスマザーファンド>

新興国の現地通貨建ての公社債に投資を行います。

- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)をベンチマークとします。
- ・新興国の現地通貨建て国際機関債、および新興国の現地通貨建て債券の騰落率に償還価額等が連動する債券に投資することがあります。
- ・対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し公社債の実質投資比率が100%を超える場合があります。

<三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド>

わが国を除く世界主要国の公社債を主要投資対象とします。

- ・FTSE世界国債インデックス(除く日本・円ベース)をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。
- ・運用にあたっては、各国のマクロ分析や金利予測に基づいて、カンントリーアロケーション、デュレーションおよび残存構成のコントロール、利回り較差に着目した銘柄選択でアクティブに超過収益の獲得を目指します。さらに、ポートフォリオとベンチマークを比較分析することにより、リスクのチェックとコントロールを行います。
- ・組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。ただし、エクスポージャーのコントロール等を目的として為替予約取引等を活用する場合があります。

<グローバル社債ファンド T(適格機関投資家専用)>

グローバル社債マザーファンドへの投資を通じて、世界各国の社債に投資を行います。

- ・ブルームバーグ・グローバル総合社債インデックス(円ベース)をベンチマークとします。
- ・マザーファンドの運用の指図に係る権限を、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(米国)*1およびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド(英国)*2に委託します。

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントはモルガン・スタンレーの資産運用部門として世界各国に展開し、様々な運用戦略を世界の投資家に提供しています。
*1 モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクは、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントの米国拠点です。
*2 モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントの欧州拠点です。

- ! 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。
- 📖 ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

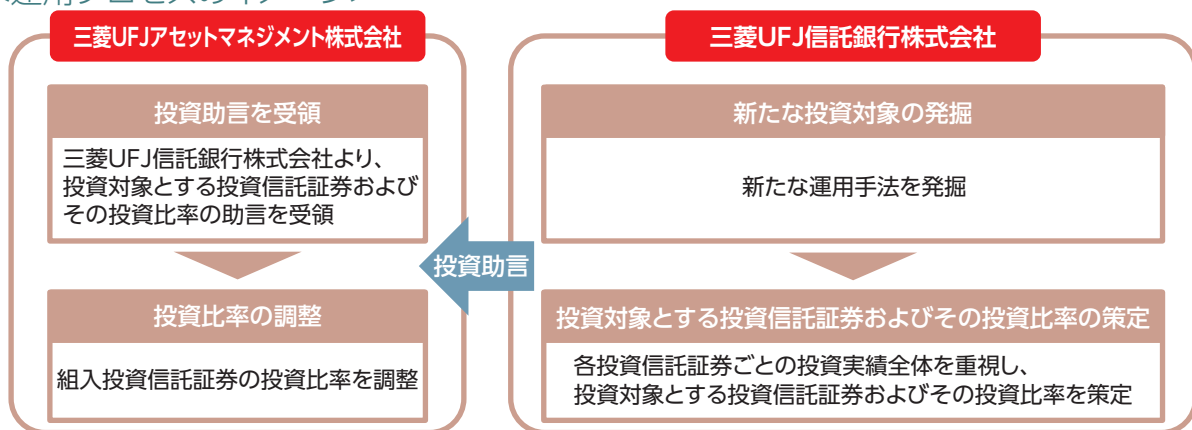
特色2

三菱UFJ信託銀行からの投資助言に基づき運用を行います。

- 投資対象とする投資信託証券およびその投資比率は、三菱UFJ信託銀行の投資助言に基づき決定します。

- ! 投資対象とする投資信託証券およびその投資比率は、投資環境の変化等に応じて適宜変更します。
- ! 投資助言者、投資助言の内容、投資助言の有無等については、変更する場合があります。

<運用プロセスのイメージ>



- ! 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- 👉 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
(https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

特色3

原則として、為替ヘッジを行いません。

- 為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

特色4

年1回の決算時(2月5日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

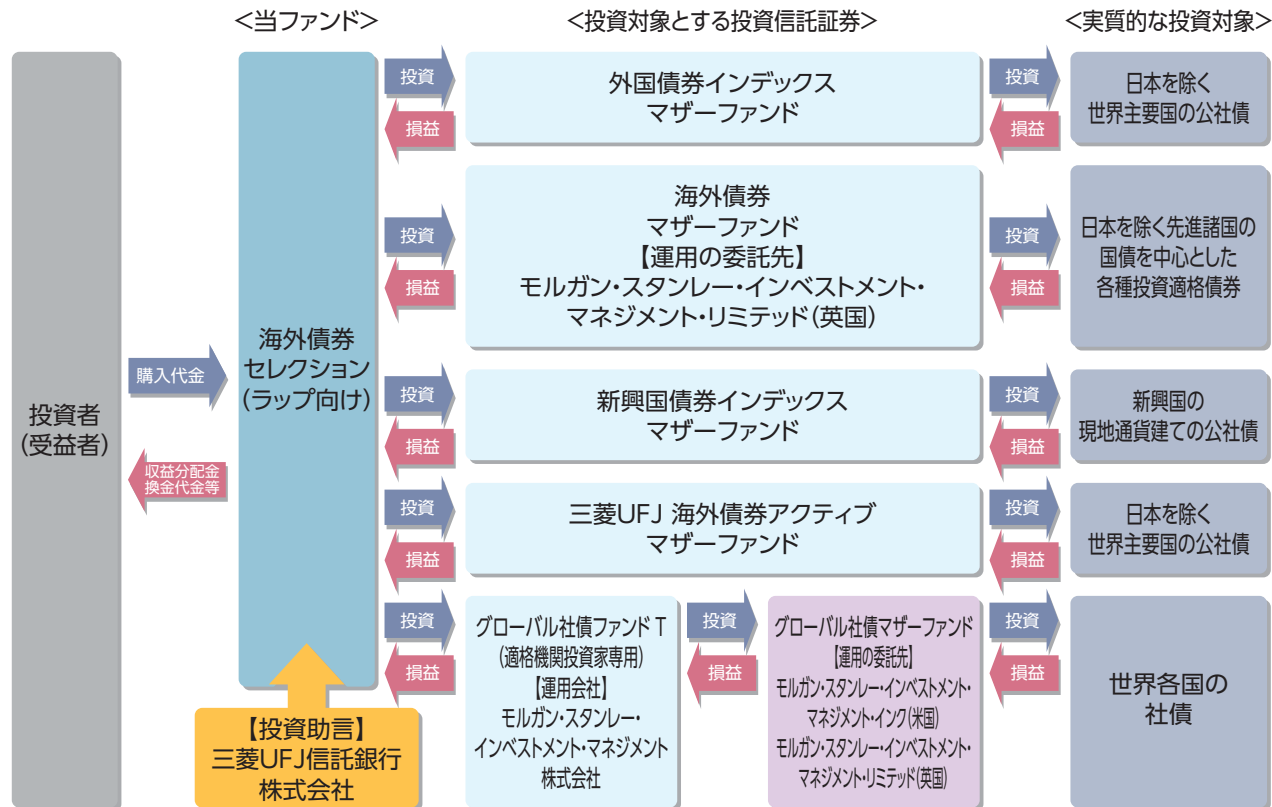
- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■ファンドの仕組み

ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

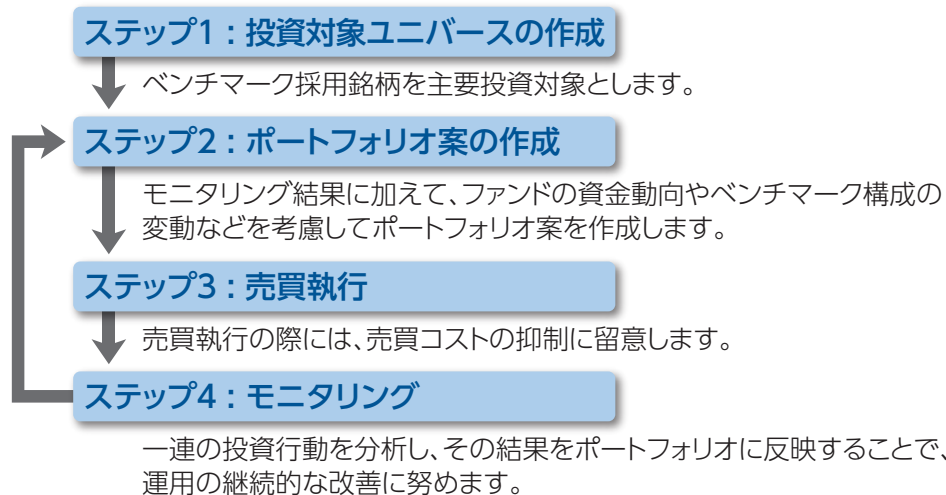


■主な投資制限

株式	株式への直接投資は行いません。
投資信託証券	投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

■各投資信託証券の運用プロセス

＜外国債券インデックスマザーファンド／新興国債券インデックスマザーファンド＞



！ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

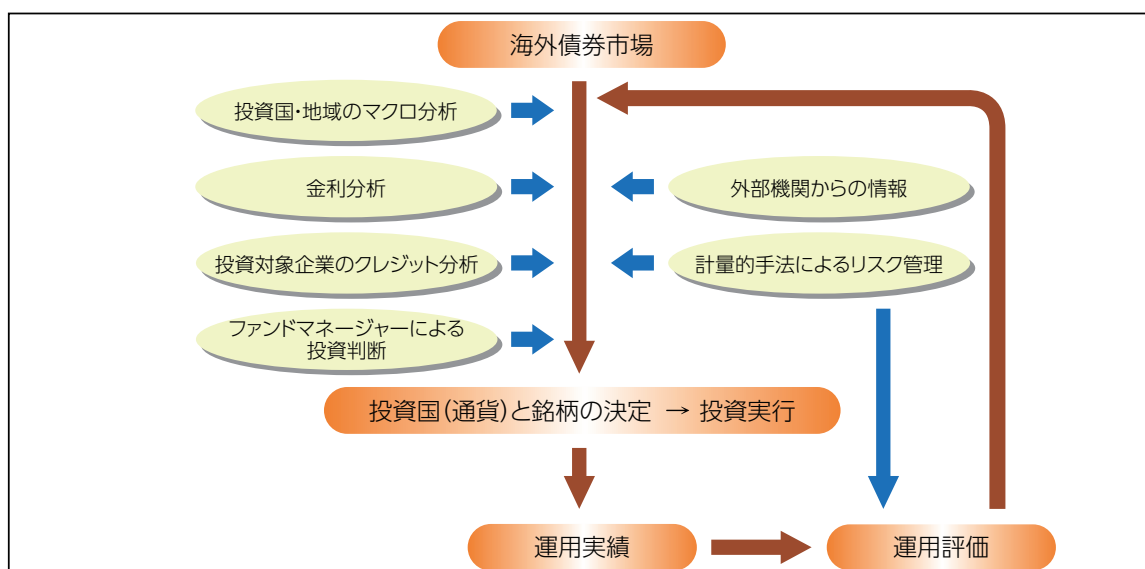
<海外債券マザーファンド>

- ① トップダウンの価値評価
経済成長率、インフレ率等のマクロ経済状況、政治動向等も勘案した投資ユニバースのトップダウンの評価を行います。
- ② 定量的および定性的分析
マクロ戦略やセクター配分戦略構築のために徹底したファンダメンタルズ分析に加えて、定量ツールも活用します。
- ③ クレジット分析およびバリュエーション分析
ボトムアップの観点から、個別企業の競争優位性や財務状況等の分析を通じ、ビジネスリスク・財務リスク・経営陣等の評価を行います。また、投資候補の銘柄に関して個別に評価を実施し、マーケットにおける各々の銘柄の適正価格を導き出し、割安な状態かもしくは割高な状態かを判断します。
- ④ リスクマネジメント
ポートフォリオの分散や流動性のある資産に投資することを通して、ポートフォリオが晒されるリスクの低減を目指します。



❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

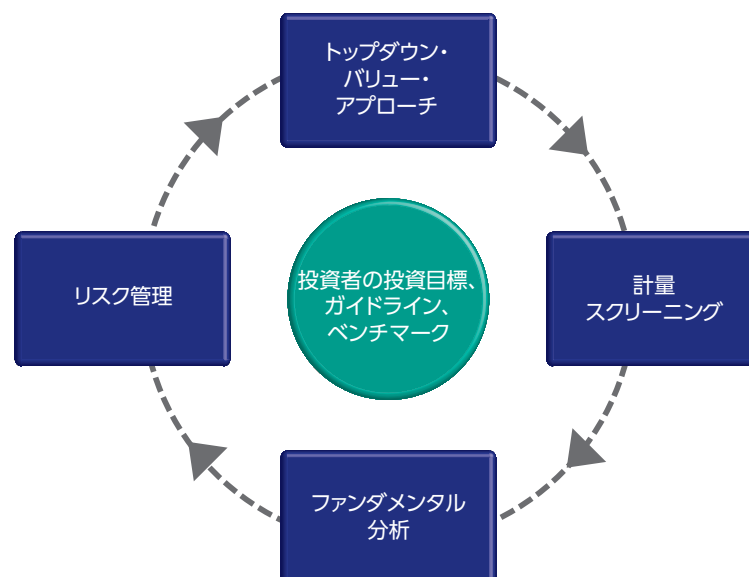
<三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド>



❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

<グローバル社債ファンド T(適格機関投資家専用)>

- ポートフォリオ構築プロセスのあらゆる局面において、当運用戦略の投資哲学であるバリュー・アプローチとリサーチ手法を採用します。
- 構築プロセスでは、計量モデルによるスクリーニングと、ファンダメンタルズ分析の双方を活用します。
- ポートフォリオ構築プロセスにおいて、リスク管理は非常に重要な過程となっています。



！ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。



指数について

・FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は、FTSE世界国債インデックス(除く日本)・データに基づき委託会社が計算したものです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

・JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している現地通貨建ての新興国国債のパフォーマンスを表す指数で、指数構成国のウエイトに上限を設けた指数です。JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)とは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表しているJPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。同指数の情報は信頼性があると信じるに足る情報源から得られたものですが、J.P.モルガンはその完全性または正確性を保証するものではありません。同指数は使用許諾を得て使用しています。J.P.モルガンによる書面による事前の承諾なく同指数を複写、使用、頒布することは禁じられています。Copyright © 2017 J.P. Morgan Chase & Co. 無断複写・転載を禁じます。

・ブルームバーグ・グローバル総合社債インデックスとは、ブルームバーグが算出する世界の投資適格社債の値動きを表す指数です。ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)のサービスマークです。ブルームバーグの指数はブルームバーグが算出し、配信し、販売するものです。ブルームバーグは、ブルームバーグの指数に関連するいかなるデータまたは情報の適時性、正確性または完全性を保証するものではありません。

■投資対象とする投資信託証券の概要(2026年5月2日現在)

外国債券インデックスマザーファンド	
形態	証券投資信託
投資態度	・主として対象インデックスに採用されている国債に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。 ・投資成果を対象インデックスの動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。 ・公社債の実質投資比率(組入現物公社債の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。)は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。 ・銘柄選択は、運用モデルを活用して行います。 ・組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。なお、対象インデックスとの連動を維持するため、外国為替予約取引を行うことがあります。 ・市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)に採用されている国債
主な投資制限	・株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・外貨建資産への投資割合に制限を設けません。 ・有価証券先物取引等を行うことができます。 ・スワップ取引を行うことができます。 ・外国為替予約取引を行うことができます。 ・デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ・外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
運用管理費用(信託報酬)	ありません。
その他の費用・手数料	売買委託手数料、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	0.07%
投資運用会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
設定日	2001年12月18日
決算日	原則として毎年5月12日
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

海外債券マザーファンド

形態	証券投資信託
投資態度	・原則として投資適格（「BBB-」格以上）の日本を除く世界主要国の国債、政府保証債、政府機関債、投資適格事業債、アセットバック証券、永久変動利付債、優先証券、モーゲージ証券、商業用モーゲージ証券といったセクターに分散投資します。優先証券への投資にあたっては、債券の性格を有する証券のみに投資します。モーゲージ証券への投資にあたっては、IO、POといったリスクの高いレバレッジ型の証券には投資しません。 ・FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）をベンチマークとして、アクティブ運用によりベンチマークを上回る投資成果をめざします。 ・金利および為替見通しに基づいて国別投資配分、通貨配分および各国のデュレーションを策定します。投資する債券のセクターは主に米国を中心に各セクターに分散投資します。ファンドのデュレーションはベンチマークのデュレーションの±1.5年以内とし、デュレーションの調整に債券先物取引等を利用することがあります。 ・ファンド全体の組入公社債および債券先物取引等の建玉を合計した実質的な投資比率は、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ・運用指図に関する権限は、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドに委託します。 ・市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	日本を除く先進諸国の国債を中心とした各種投資適格債券
主な投資制限	・株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・外貨建資産への投資割合に制限を設けません。 ・有価証券先物取引等を行うことができます。 ・スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
運用管理費用（信託報酬）	ありません。
その他の費用・手数料	売買委託手数料、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
投資運用会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
設定日	1998年12月2日
決算日	原則として毎年7月22日
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

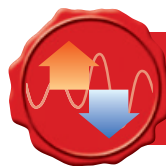
新興国債券インデックスマザーファンド	
形態	証券投資信託
投資態度	・主として対象インデックスに採用されている新興国の現地通貨建の公社債に投資を行い、信託財産の100%当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。 ・対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し公社債の投資比率が100%を超える場合があります。 ・組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。なお、対象インデックスとの連動を維持するため、外国為替予約取引を行うことがあります。 ・市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	新興国の現地通貨建ての公社債
主な投資制限	・株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・外貨建資産への投資割合に制限を設けません。 ・有価証券先物取引等を行うことができます。 ・スワップ取引を行うことができます。 ・金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引を行うことができます。 ・外国為替予約取引を行うことができます。 ・デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ・外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
運用管理費用 (信託報酬)	ありません。
その他の費用・手数料	売買委託手数料、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	0.3%
投資運用会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
設定日	2010年6月25日
決算日	原則として毎年1月26日
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド

形態	証券投資信託
投資態度	・FTSE世界国債インデックス(除く日本・円ベース)をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。 ・運用にあたっては、各国のマクロ分析や金利予測に基づいて、カンントリーアロケーション、デュレーションおよび残存構成のコントロール、利回り較差に着目した銘柄選択でアクティブに超過収益の獲得を目指します。さらに、ポートフォリオとベンチマークを比較分析することにより、リスクのチェックとコントロールを行います。 ・組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。ただし、エクスポージャーのコントロール等を目的として為替予約取引等を活用する場合があります。 ・公社債の組入比率は高位(通常の状態では90%以上)を基本とします。 ・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	日本を除く世界主要国の公社債
主な投資制限	・外貨建資産への投資に制限を設けません。 ・有価証券先物取引等を行うことができます。 ・スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
運用管理費用 (信託報酬)	ありません。
その他の費用・手数料	売買委託手数料、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
投資運用会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
設定日	2000年8月11日
決算日	原則として毎年12月15日
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

グローバル社債ファンド T(適格機関投資家専用)	
形態	証券投資信託
投資態度	・グローバル社債マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界各国の社債に分散投資を行うことにより、安定した収益の確保および投資信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。 ・当ファンドのベンチマークは、ブルームバーグ・グローバル総合社債インデックス(円ベース)とします。 ・実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ・市況動向、資金動向、投資環境の変化等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
マザーファンドの投資態度	・世界各国の社債を中心に分散投資を行うことにより、安定した収益の確保および投資信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。 ・運用にあたっては、トップダウンによるマクロ分析等に加え、ボトムアップのファンダメンタルズ分析ならびに計量モデルを活用し、リスク管理を重視しつつ魅力的なリスク・リターン特性を有する社債への投資機会を追求します。 ・当ファンドのベンチマークは、ブルームバーグ・グローバル総合社債インデックス(円ベース)とします。 ・外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ・運用の指図に係る権限を、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(米国)およびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド(英国)に委託します。 ・市況動向、資金動向、投資環境の変化等により、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資対象	グローバル社債マザーファンド受益証券
主な投資制限	・マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
運用管理費用(信託報酬)	純資産総額の年率0.374%以内(税抜 年率0.34%以内)
その他の費用・手数料	売買委託手数料、監査費用、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	・取得申込受付日の翌営業日の基準価額に0.05%を乗じた額 ・解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.05%を乗じた額
投資運用会社	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社
設定日	2017年4月7日
決算日	原則として毎年9月5日
分配方針	収益の分配は行いません。

! 今後、上記の記載内容が変更となる場合があります。



投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動 リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、ファンドはその影響を受け組入公社債の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

為替変動 リスク

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。

信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

流動性 リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

カントリー・ リスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

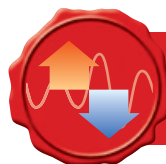
■その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

■リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

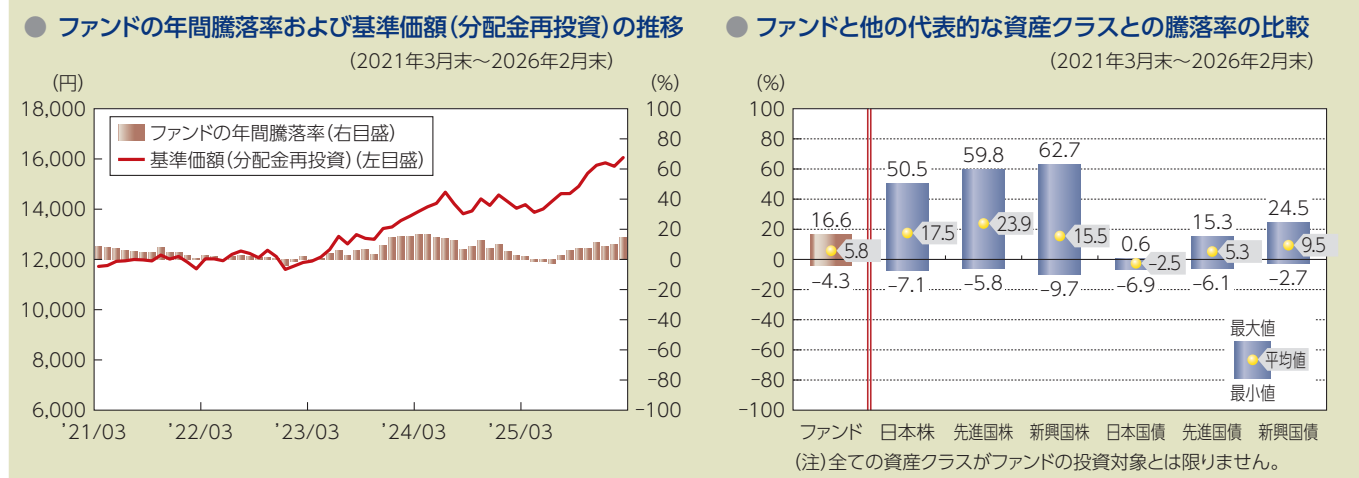
また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。



投資リスク

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

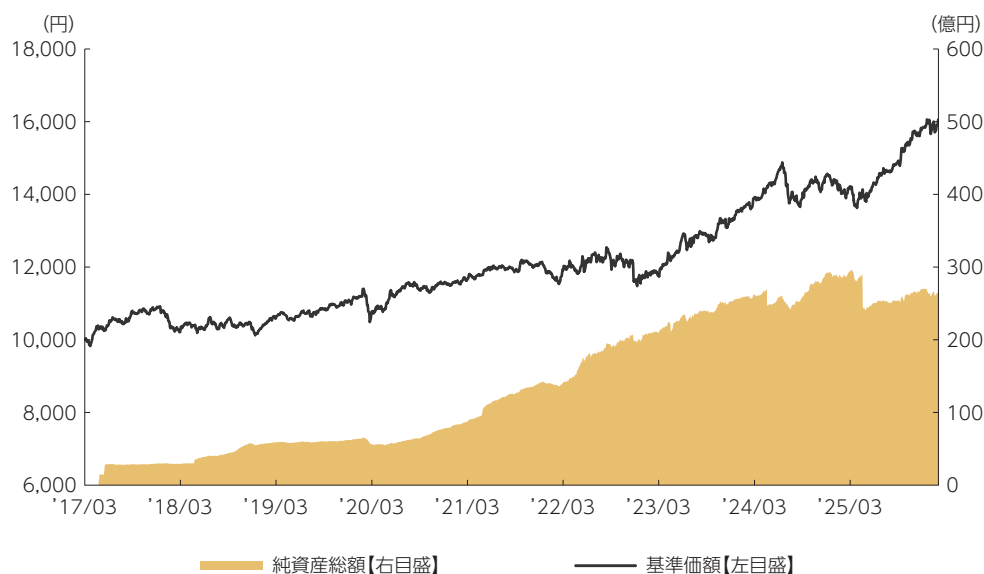
(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。



運用実績

2026年2月27日現在

■基準価額・純資産の推移 2017年3月27日(設定日)～2026年2月27日



- 基準価額は10,000を起点として表示
- 基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	16,055円
純資産総額	267.0億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2026年2月	0円
2025年2月	0円
2024年2月	0円
2023年2月	0円
2022年2月	0円
2021年2月	0円
設定来累計	0円

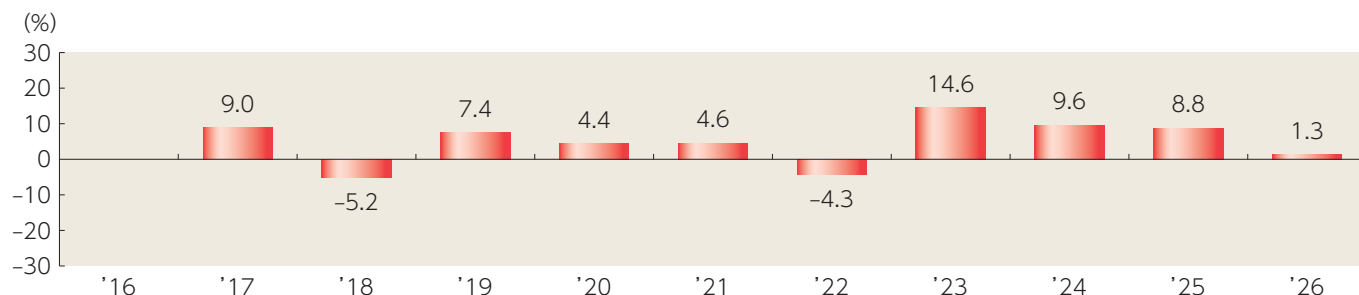
•分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

組入上位銘柄	比率
1 外国債券インデックスマザーファンド	35.2%
2 グローバル社債ファンドT(適格機関投資家専用)	32.9%
3 海外債券マザーファンド	24.5%
4 新興国債券インデックスマザーファンド	5.5%

•比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額で計算
- 2017年は3月27日(設定日)から年末までの、2026年は年初から2月27日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。



</

運用報告書	毎決算後および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

■ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	当該ファンド	日々の純資産総額に対して、 年率0.418%(税抜 年率0.38%) をかけた額										
		1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数／ 365)										
		※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。										
		各支払先への配分(税抜)は、次の通りです。										
		<table><tr><th>支払先</th><th>配分(税抜)</th><th>対価として提供する役務の内容</th></tr><tr><td>委託会社</td><td>0.30%</td><td>ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>0.04%</td><td>交付運用報告書等各种書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>0.04%</td><td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等</td></tr></table>	支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容	委託会社	0.30%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等	販売会社	0.04%	交付運用報告書等各种書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等	受託会社
支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容										
委託会社	0.30%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等										
販売会社	0.04%	交付運用報告書等各种書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等										
受託会社	0.04%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等										
		※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。										
	投資対象とする投資信託証券	投資対象ファンドの純資産総額に対して 年率0%～0.13%(税込)程度^(*) (運用および管理等にかかる費用) (*) ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬は最大年率0.374%(税込)です。										
	実質的な負担	当該ファンドの純資産総額に対して 年率0.418%～0.548%(税込)程度 ※投資対象とする投資信託証券における料率を含めた実質的な信託報酬率(概算値)を算出したものです(2026年5月2日現在)。各投資信託証券への投資比率が変動する可能性や投資信託証券の変更の可能性があること、また別途成功報酬がかかる投資信託証券が含まれる場合があることから、実質的な料率は変動します。したがって事前に固定の料率、上限額等を表示することはできません。										
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。 ・監査法人に支払われるファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・投資対象とする投資信託証券における諸費用および税金等 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・投資対象とする投資信託証券の購入・換金に伴う信託財産留保額 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。											

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。



######

MEMO



目論見書を読み解くガイド

https://www.am.mufg.jp/basic/first_time/faqpoint/index.html